

千葉県選挙管理委員会告示第7号

令和3年3月21日執行予定の千葉市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定めた。

令和3年2月22日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子

基準日 令和3年3月6日

ただし、年齢の算定については、令和3年3月21日とする。